

## 難聴児にかかる補聴援助システムの給付 QA

### 1 受信機、ワイヤレスマイク、送信機を一式、セットで購入する場合、給付額はどのようになりますか。

→ 購入する種目の限度額の合計を、給付限度額として計算することになります。

#### 例

所得区分が市民税額235,000円以上460,000円未満で、290,000円(税込み)で受信機(両耳)、ワイヤレスマイク、オーディオシュー(両耳)を購入した場合

① 限度額 = 受信機両耳160,000円、ワイヤレスマイク 98,000円、  
オーディオシュー10,000円 **合計268,000円**

② 限度額の1割 = 26,800円

③ 市民税額による負担上限額 = 20,000円

②と③を比べて、より安価である、20,000円が自己負担となるほか、限度額を超過した22,000円(290,000円-268,000円)が別途、差額分の自己負担となります。

自己負担額 42,000円 (20,000円+22,000円)

公費負担額 248,000円

### 2 セットで購入する場合にはどのような見積書が必要になりますか。

→ 例えば、「補聴援助システム一式」の記載だけでは、種目(受信機、ワイヤレスマイク、オーディオシュー)や個数がわからないため、一式の種目の内訳、各種目の数量について、わかるような見積をもらってください。

### 3 事業の開始前からすでに補聴援助システムを持っているが、本事業を活用して製品を買い替えることはできますか。

→ 本事業は、補聴援助システムをすでに所有又は常時貸し出されている場合には、給付の対象となりません。ただし、故意によらない破損によって、事業者・メーカーから修理不能との回答があった場合には、本事業による給付を受けることができます。

### 4 補聴援助システムは、受信機、ワイヤレスマイクなどが一緒となって使える製品ですが、何らかの理由で、受信機のみ、ワイヤレスマイクのみを購入する場合に給付事業の申請はできますか。

→ 本事業は基本的に受信機、ワイヤレスマイク、オーディオシューを一体的に給付するこ

とを想定していますが、地域療育センターの評価に基づき、種目ごとに必要性を判断し、給付を受けることも可能としています。

#### **5 補聴援助システムには、色々な種類がありますが、どの製品が対象になりますか。**

→ 市内の地域療育センターにおいて、その補聴援助システムの装用によって、教育的及び言語獲得において効果が期待できるという評価を受けていれば、補聴援助システムの製品の種類は問いません。

しかし、製品によっては高額なものもあるため、給付限度額を超える金額については、1割負担とは別に、差額自己負担が生じることについて、御留意ください。

#### **6 一度、給付の申請をしたのち、再度申請することは可能ですか。**

→ 要綱上、補聴援助システムの耐用年数は5年となっているので、補助を受けてから5年が経過していて、故意によらない破損などによって製品が使用できなくなった場合には、再度申請することが可能です。また、5年を経過していない場合に、故意によらない破損によって、事業者・メーカーから修理不能との回答があった場合には、再給付が可能です。（※ 紛失の場合は、再給付できません。）

#### **7 補聴援助システムの修理費は対象になりますか。**

→ 対象になりません。

#### **8 対象年齢が、年度内に5歳以上に達すること、なのはなぜですか。**

→ 本給付事業の目的は、教育的、言語獲得上の必要性がある場合に加えて、学齢期への準備段階の年齢である4、5歳において、集団生活下での補聴援助システムの必要性が大きくなってくると考えられるためです。また、乳幼児では、まずは補聴器を装用してそのお子さんの言語力を伸ばすことが優先されるため、学齢期への移行期の児童と比べて、本製品の必要性は大きくないと考えています。

#### **9 補聴器の装用開始から、一定の期間を経ているなければ補聴援助システムの給付対象とならないのはなぜですか。**

→ 補聴器はすべての場面で音声を聴取できるものではないため、補聴器の聞こえを補う目的で補聴援助システムを使用します。そのため、まずは補聴器そのものに使い慣れていなければ、補聴援助システムの活用に関しても、その効果が期待できないためです。